

### 3. リース資産について

リース資産はその契約内容により、資産を貸している人（会社）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人（会社）に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次のようになります。

| リースの契約の内容                                                     | 資産を借りている人        | 資産を貸している人                                           |
|---------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------------------|
| 【通常の賃貸借契約によるリース資産】<br>期間満了と同時に資産が回収される場合<br>（所有権移転外ファイナンスリース） | ×（申告不要）          | ○（資産の所在する市町村へ申告）<br>※平成20年4月1日以降については20万円未満の資産は申告不要 |
| 【実際に売買にあたるようなリース資産】<br>リース後に資産が使用者の所有物となるような場合                | ○（自己の資産として申告が必要） | ×（申告不要）                                             |

### 4. 申告されない方、または虚偽の申告をされた方

正当な事由がなくて申告されない場合には、浦添市市税条例第75条（地方税法第386条）により過料等を科せられることがあるほか、浦添市市税条例第72条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、ご注意ください。また虚偽の申告をされますと地方税法第385条の規定により罰則等を科せられることがあります。

申告期間：平成25年1月4日（金）～1月31日（木）  
申告場所：〒901-2501 浦添市安波茶1-1-1 浦添市役所 資産税課（本庁舎2階）  
様式等のダウンロード：浦添市役所ホームページ <http://www.city.urasoe.lg.jp>  
サイト内検索「償却資産申告」

～早めの申告をご協力お願いします！！～

市県民税 第4期分の納期限は、

**1月31日(木)です。**

**忘れずに納めましょう！**

#### 休日納税相談窓口

ご相談予定の方は、事前に納税課までお問合せください。  
日時：1月20日（日） 午前9時～午後5時  
場所：納税課 窓口（市役所本庁舎2階）  
※対象は、**市県民税、固定資産税、軽自動車税**です。

### 北那覇税務署からのお知らせ

#### 平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

#### 問い合わせ

北那覇税務署…☎877-1324（自動音声案内で「2」を選択）  
市 民 税 課…☎876-1234（内線2213）

#### 記帳説明会の開催について

一般社団法人北那覇青色申告会では、記帳・帳簿等保存制度の対象者が拡大されることから、個人で事業や不動産貸付等を行う方を対象に、説明会を開催します。無料で参加できますので、どうぞご参加ください。  
なお会場の都合上、参加を希望される方は、1月18日（金）までにご連絡ください。

日時：1月22日（火）  
①午前10時～正午 ②午後2時～4時  
場所：沖縄納税研修会館3階（那覇市真嘉比252-40）

#### 問い合わせ

一般社団法人北那覇青色申告会…☎886-4010  
市 民 税 課…☎876-1234（内線2213）

No.18

# 市税だより



#### 問い合わせ

●個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること・・・市民税課  
●固定資産税（土地、家屋および償却資産）の賦課に関すること・・・資産税課  
●市税の徴収や納税相談等に関すること・・・納 税 課

☎ 8 7 6 - 1 2 3 4

内線（2211～2217）  
内線（2261～2265）  
内線（2315・2318）

今月の市税だよりは、**償却資産**についてお知らせします。

## ■償却資産の申告はお済みですか？

**償却資産にかかる固定資産税は毎年、申告が必要です！！**

固定資産税については、土地、家屋のほか償却資産についても課税の対象となります。償却資産とは、法人（会社）や個人が事業のために所有している構築物・機械装置・船舶・器具備品などの資産で、毎年1月1日に所有している方は申告しなければなりません。申告するにあたっては、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16等を、個人の方は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等をもとに行ってください。なお、申告した償却資産の評価額の合計が150万円未満の場合は課税されません。（ただし申告は必要です）

申告用紙は、12月中旬に送付していますが、市ホームページからダウンロードすることもできます。お早めに提出されますようご協力お願いします。

### 1. 償却資産の種類

| 種 類                        | 主 な 償 却 資 産                                                                                                                                   |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1種<br>構 築 物<br>（建物附属設備）   | 広告塔、独立煙突、 <b>受変電設備</b> 等、門、塀、ゴルフ場のネット設備、緑化施設、庭園、 <b>舗装路面</b> （マンション等の駐車場舗装も含む）、 <b>家屋のテナントが施工した造作</b> など（建物附属設備のうち、固定資産税において家屋として取り扱われなかったもの） |
| 第2種<br>機 械 お よ び 装 置       | 旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、工事の変電・発電設備、立体駐車場の機械装置など                                                                |
| 第3種<br>船                   | ボート、漁船、油槽船、貨物船、作業船、台船、客船、遊覧船など                                                                                                                |
| 第4種<br>航 空 機               | 飛行機、ヘリコプター、グライダーなど                                                                                                                            |
| 第5種<br>車 両 お よ び 運 搬 具     | フォークリフトやタイヤシャボなどの大型特殊自動車（車両番号が0または9で始まるもの）、荷車、手押車、構内運搬具など                                                                                     |
| 第6種<br>工 具 ・ 器 具 お よ び 備 品 | 測定・検査工具、治具、取付工具、切削工具、金型、家具（事務所・応接セット等）、電気器具、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務所用機器（パソコン等）、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器                                     |

### 2. 申告の必要がない資産

- ⑦耐用年数（税法で定められている資産の使用年数）が1年未満または取得価額が10万円未満のもので、税務会計上資産として扱わず、一時に損金として計上したもの。  
①取得価額が20万円未満のもので、3年間の一括償却（3年間で均等に償却）としたもの
- 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車
- 無形減価償却資産（営業権・**※意匠権**・著作権・ソフトウェア）、電話加入権  
**※意匠権…商品デザイン保護の権利**
- 書画・骨とう（ただし、複製・イミテーションのようなもので、装飾的な目的に使用されるものは申告の対象になります。）
- たな卸資産（貯蔵品・商品等）